

J Rサービック労「申」第17号

2025年5月23日

株式会社関西新幹線サービック

代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合

執行委員長 柳楽 関

2025年度夏季手当に関する再再申し入れ

5月20日、2025年度賃金引き上げ、夏季手当、労働条件に関する再申し入れの回答を受けた。賃上げのベースアップ1万円については一定評価できるものの、夏季手当については到底納得できるものではない。基本給とボーナス・賞与の違いについては、交渉の席上でも組合の考え方を明らかにしたが、ボーナスは賃金と性格が異なり功労報償的な性格を有しており、社員と契約社員との格差が生じるのは、労働契約法・同一労働同一賃金の判例にも反する取り扱いだと言える。同じ作業をして支給額が2倍以上の開きが発生しており、これだけ格差が生じると仕事に対するモチベーションにも影響してくるのは間違いなく、それは会社の経営に悪影響を及ぼす結果になると考える。よって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催して誠意ある回答を行うこと。

記

1. 契約社員の夏季手当を基準月額の2ヵ月分支払うこと。
2. パート社員の夏季手当を一律の10万円支払うこと。

以 上